

岩沼市道路占用料 新旧表 (令和8年4月1日施行)

| 令和7年度まで | | | | 令和8年度から | | | |
|----------------------------|---------------------------|------------------|----------|---------------------------|------------------|--------|--|
| 占用物件 | | 占用料 | | 占用物件 | | 占用料 | |
| | | 単位 | 金額 | | | 単位 | 金額 |
| 法第32条第1項第1号に掲げる工作物 | 第1種電柱 | | 570円 | 第1種電柱 | | 670円 | |
| | 第2種電柱 | | 870円 | 第2種電柱 | | 1,000円 | |
| | 第3種電柱 | | 1,200円 | 第3種電柱 | | 1,400円 | |
| | 第1種電話柱 | 1本につき1年 | 510円 | 第1種電話柱 | 1本につき1年 | 600円 | |
| | 第2種電話柱 | | 810円 | 第2種電話柱 | | 960円 | |
| | 第3種電話柱 | | 1,100円 | 第3種電話柱 | | 1,300円 | |
| | その他の柱類 | | 51円 | その他の柱類 | | 60円 | |
| | 共架電線その他上空に設ける線類 | 長さ1メートルにつき1年 | 5円 | 共架電線その他上空に設ける線類 | 長さ1メートルにつき1年 | 6円 | |
| | 地下に設ける電線その他の線類 | | 3円 | 地下に設ける電線その他の線類 | | 4円 | |
| | 路上に設ける変圧器 | 1個につき1年 | 490円 | 路上に設ける変圧器 | 1個につき1年 | 590円 | |
| | 地下に設ける変圧器 | 占用面積1平方メートルにつき1年 | 300円 | 地下に設ける変圧器 | 占用面積1平方メートルにつき1年 | 360円 | |
| | 変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所 | 1個につき1年 | 1,000円 | 変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所 | 1個につき1年 | 1,200円 | |
| | 郵便差出箱及び信書便差出箱 | | 420円 | 郵便差出箱及び信書便差出箱 | | 500円 | |
| | 広告塔 | 表示面積1平方メートルにつき1年 | 1,800円 | 広告塔 | 表示面積1平方メートルにつき1年 | 1,900円 | |
| その他のもの | 占用面積1平方メートルにつき1年 | 1,000円 | その他のもの | 占用面積1平方メートルにつき1年 | 1,200円 | | |
| 法第32条第1項第2号に掲げる物件 | 外径が0.07メートル未満のもの | 長さ1メートルにつき1年 | 21円 | 外径が0.07メートル未満のもの | 長さ1メートルにつき1年 | 25円 | |
| | 外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの | | 30円 | 外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの | | 36円 | |
| | 外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの | | 45円 | 外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの | | 54円 | |
| | 外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの | | 61円 | 外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの | | 72円 | |
| | 外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの | | 91円 | 外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの | | 110円 | |
| | 外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの | | 120円 | 外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの | | 140円 | |
| | 外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの | | 210円 | 外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの | | 250円 | |
| | 外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの | | 300円 | 外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの | | 360円 | |
| | 外径が1メートル以上のもの | | 610円 | 外径が1メートル以上のもの | | 720円 | |
| | 法第32条第1項第3号に掲げる施設 | | 自動運行補助施設 | | | | 法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類 |
| その他のもの | | 12円 | | | | | |
| 道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類 | | 1本につき1年 | | | 上空に設けるもの | | 600円 |
| | | | | | 地下に設けるもの | | 360円 |
| その他のもの | | | | | | | 1,200円 |

| | | | | | | | | | | |
|--|--|--------------------------|---------------------------------------|--|--|------------------------------|--------------------------|------------------|--------|------|
| 法第32条第1項第4号に掲げる施設 | 占有面積1平方メートルにつき1年 | 1,000円 | 法第32条第1項第4号に掲げる施設 | 占有面積1平方メートルにつき1年 | 1,200円 | | | | | |
| 法第32条第1項第5号に掲げる施設 | 地上に設ける通路 | 900円 | 法第32条第1項第5号に掲げる施設 | 地下街及び地下室 | 階数が1のもの | Aに0.004を乗じて得た額 | | | | |
| | | 540円 | | | 階数が2のもの | Aに0.006を乗じて得た額 | | | | |
| | | 1,000円 | | | 階数が3以上のもの | Aに0.008を乗じて得た額 | | | | |
| | | 950円 | | | 占有面積1平方メートルにつき1年 | | | | | |
| 地下に設ける通路 | 570円 | 地上に設ける通路 | 950円 | 地下に設ける通路 | 570円 | | | | | |
| その他のもの | 1,200円 | その他のもの | 1,200円 | その他のもの | 1,200円 | | | | | |
| 法第32条第1項第6号に掲げる施設 | 祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの | 占有面積1平方メートルにつき1日 | 18円 | 法第32条第1項第6号に掲げる施設 | 祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの | 占有面積1平方メートルにつき1日 | 19円 | | | |
| その他のもの | 占有面積1平方メートルにつき1月 | 180円 | その他のもの | 占有面積1平方メートルにつき1月 | 190円 | | | | | |
| 道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第7条第1号に掲げる物件 | 看板 (アーチであるものを除く。) | 一時的に設けるもの | 表示面積1平方メートルにつき1月 | 180円 | 道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第7条第1号に掲げる物件 | 看板 (アーチであるものを除く。) | 一時的に設けるもの | 表示面積1平方メートルにつき1月 | 190円 | |
| | | その他のもの | 1,800円 | その他のもの | | | 1,900円 | | | |
| | 電柱、電話柱、軌道柱、街灯、消火栓標識、バス停留所標識等に添加された広告物 (電柱、電話柱、軌道柱、街灯、消火栓標識、バス停留所標識等に巻き付けて添加された広告物。以下「巻付広告物」という。)を除く。) | 表示面積1平方メートルにつき1年 | 1,260円 | 電柱、電話柱、軌道柱、街灯、消火栓標識、バス停留所標識等に巻き付けて添加された広告物 (以下「巻付広告物」という。)を除く。) | | 表示面積1平方メートルにつき1年 | 1,330円 | | | |
| | | | 巻付広告物 | | | | | 630円 | 巻付広告物 | 665円 |
| | | | 標識 | | | | | 1本につき1年 | 810円 | 標識 |
| | 旗ざお | 祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの | 1本につき1日 | 18円 | | 旗ざお | 祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの | 1本につき1日 | 19円 | |
| | | その他のもの | 1本につき1月 | 180円 | | | その他のもの | 1本につき1月 | 190円 | |
| | 幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。) | 祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの | その面積1平方メートルにつき1日 | 18円 | | 幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。) | 祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの | その面積1平方メートルにつき1日 | 19円 | |
| | | その他のもの | その面積1平方メートルにつき1月 | 180円 | | | その他のもの | その面積1平方メートルにつき1月 | 190円 | |
| | アーチ | 車道を横断するもの | 1基につき1月 | 1,800円 | | アーチ | 車道を横断するもの | 1基につき1月 | 1,900円 | |
| その他のもの | | 900円 | その他のもの | 950円 | | | | | | |
| 令第7条第2号に掲げる工作物 | 占有面積1平方メートルにつき1年 | 1,000円 | 令第7条第2号に掲げる工作物 | 占有面積1平方メートルにつき1年 | 1,200円 | | | | | |
| | | | 令第7条第3号に掲げる施設 | | Aに0.034を乗じて得た額 | | | | | |
| 令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料 | 占有面積1平方メートルにつき1月 | 180円 | 令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料 | 占有面積1平方メートルにつき1月 | 190円 | | | | | |
| 令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設 | | 100円 | 令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設 | | 120円 | | | | | |
| | | | トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの | | Aに0.013を乗じて得た額 | | | | | |
| | | | | | 上空に設けるもの | Aに0.018を乗じて得た額 | | | | |
| | | | | | 階数が1のもの | Aに0.004を乗じて得た額 | | | | |
| 令第7条第8号に掲げる施設 | | | トンネルの地下に設けるもの | | | | | | | |

| | | | | |
|---|--|---|------------------|----------------|
| | | トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの | 階数が2のもの | Aに0.006を乗じて得た額 |
| | | | 階数が3以上のもの | Aに0.008を乗じて得た額 |
| | | その他のもの | | Aに0.026を乗じて得た額 |
| | 令第7条第9号に掲げる施設 | 建築物 | | Aに0.017を乗じて得た額 |
| | | その他のもの | | Aに0.012を乗じて得た額 |
| | 令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場 | 建築物 | 占有面積1平方メートルにつき1年 | Aに0.024を乗じて得た額 |
| | | その他のもの | | Aに0.012を乗じて得た額 |
| | 第7条第11号に掲げる応急仮設建築物 | トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの | | Aに0.017を乗じて得た額 |
| | | 上空に設けるもの | | Aに0.024を乗じて得た額 |
| | | その他のもの | | Aに0.034を乗じて得た額 |
| | 令第7条第12号に掲げる器具 | | | Aに0.026を乗じて得た額 |
| | 令第7条第13号に掲げる施設 | トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの | | Aに0.017を乗じて得た額 |
| | | 上空に設けるもの | | Aに0.024を乗じて得た額 |
| | | その他のもの | | Aに0.034を乗じて得た額 |
| | 令第7条第14号及び第15号に掲げる施設 | | | Aに0.034を乗じて得た額 |
| 備考 | 備考 | | | |
| <p>1 第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。</p> <p>2 第1種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。</p> <p>3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。</p> <p>4 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。</p> <p>5 表示面積、占有面積若しくは占有物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。</p> <p>6 占有料の額が年額で定められている占有物件に係る占有の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占有料の額が月額で定められている占有物件に係る占有の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。</p> <p>7 本表に記載のないものについては、市長がその都度本表に該当する占有物件を類推し、本表の占有料を運用する。</p> | <p>1 第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。</p> <p>2 第1種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。</p> <p>3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。</p> <p>4 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。</p> <p>5 表示面積、占有面積若しくは占有物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。</p> <p>6 占有料の額が年額で定められている占有物件に係る占有の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占有料の額が月額で定められている占有物件に係る占有の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。</p> <p>7 本表に記載のないものについては、市長がその都度本表に該当する占有物件を類推し、本表の占有料を運用する。</p> <p>8 Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする</p> | | | |